

千葉市芸術祭 基本構想（案）

令和4年11月

目次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	3
(1) 開催目的	3
(2) 基本方針	4
(3) 展開方針	5
(4) 期待される効果	5
3. 開催概要	8
(1) 名称.....	8
(2) 実施体制	8
(3) 開催年	9
(4) 開催時期・会期	9
(5) 会場.....	9
(6) 広報.....	10
4. 令和7年度開催に向けたスケジュール、事業規模.....	11
(1) 令和7年度開催に向けたスケジュール	11
(2) 事業規模	12

1. はじめに

① 芸術祭について

少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことを背景に、平成 29 年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されました。「文化芸術基本法」では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲とされ、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性を明らかにした上で、文化芸術の基本的な施策として「芸術祭の開催支援」等が新たに明記されました。

本市では、文化の担い手である市民はもとより、企業、教育機関、行政が互いに協働して、新しい千葉文化を創造・発信することを目指しており、平成 28 年に策定した「第 2 次千葉市文化芸術振興計画」では、重点プロジェクトとして「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術施策の発信強化」を掲げ、重点プロジェクトの施策展開を、都市や緑や水辺等の地域資源、加曽利貝塚や大賀ハスなどの歴史的資源、市ゆかりのアーティスト等の人的資源を活かし、多くの千葉市民が文化芸術を通して千葉市を考えることで千葉市の魅力を再発見し、新たに表現していくこととしています。

その具体的な事業として、「自然や歴史に根差した固有の文化力と技術の進展によって生まれた新しい文化力を市民が再認識できること」、また、「文化芸術の間口を広く、敷居を無くし、日常的な活動へと広げる取組の機会を創出すること」を開催目的に、「千の葉の芸術祭」を令和 3 年度に開催したところです。

② 千の葉の芸術祭の開催及び評価について

令和 3 年度に開催した「千の葉の芸術祭」は、旧神谷伝兵衛稲毛別荘など歴史ある文化財、市民の憩いの場である緑豊かな千葉公園、都心のなかで四季折々の自然美にあふれる日本庭園などの地域資源と、メディアアート等を手段に先端的な取組に挑戦するグループ、本市ならではの伝統文化を担う文化芸術団体、市ゆかりのアーティストなどの人的資源を活かし、市民が市の文化力を再認識できるアート展示や鑑賞会等を開催しました。

また、こどもから大人まで文化芸術活動に気軽に体験でき、そこで得た新しい視点を日常でも活かすことをテーマとした体験創造ワークショップも開催しました。

また、縄文時代と現在を結ぶ加曽利貝塚、海辺の別荘地であった時代から大きく変化した稲毛の歴史、市の中心地区に栄えた旧花街「蓮池」の姿、JFE スチール株式会社

(旧川崎製鉄株式会社)を舞台とした高度経済成長期から現在など、まちの「過去」「現在」「未来」をテーマとした作品展示やトークイベントを実施し、市の歴史的資源の魅力も発信しました。

千の葉の芸術祭は、市内外問わず多くの方に、市の文化力や気軽に体験・鑑賞できる取組だと感じてもらうことができ、市の地域資源や人的資源、歴史的資源の魅力を認識していただくことができたことは、第2次千葉市文化芸術振興計画の推進に大きく貢献したものと考えています。

一方、コロナ禍での開催であったため、近年、芸術祭をはじめ文化芸術施策に求められる、地域で市民が文化芸術活動に主体的に参加できる機会を設けて地域社会の基盤の形成に繋げることや、文化芸術と観光や産業など関連分野と連携して文化芸術の価値を活用・好循環させることについては、大きな展開を図ることができませんでした。

千の葉の芸術祭の実績を足掛かりに、今後、定期的に芸術祭を開催し、市の文化力の発信や文化芸術を気軽に体験・参加できる機会の提供、地域資源や歴史的資源、人的資源の活用について、大きく発展させていきながら、市民の地域における主体的な文化芸術活動の促進や文化芸術と観光や産業など関連分野との連携にも積極的に取組んでいき、本市の文化芸術の振興に大きな役割を果たしていくことで、千葉市のブランディングに大きく貢献していくことができることから、今回の芸術祭の開催を一過性の取組で終わらせず、長期的なスパンで継続して開催していくことは大きな意義があると考えています。

③ 本基本構想について

本基本構想は、芸術祭について、千の葉の芸術祭の実績、芸術祭を定期開催する意義を踏まえ、芸術祭の定期開催に向けて、その開催目的、芸術祭内で取り組む文化芸術事業の基本方針、基本方針を踏まえた具体的な展開方針、芸術祭の会期や実施体制等の開催概要を定めております。

今後は本基本構想に基づき、定期開催する芸術祭ごとに、芸術祭を主催する実行委員会にて、具体的な文化芸術事業の実施内容を定める芸術祭基本計画を策定していくこととなります。

また、参考に、直近の開催となる令和7年度の芸術祭までのスケジュールと事業規模を掲載しております。

2. 基本的な考え方

(1) 開催目的

芸術祭を定期開催するにあたって、開催目的を以下に定めます。

① 新たな文化の創造と魅力の発信

千葉市は、浜辺や里山などの豊かな自然に囲まれ、縄文文化からの歴史を育みながら、本市の立地や交通の利便性等により、周辺地域から多くの人々が集うことにより、多様な交流が生まれるとともに、国家戦略特区制度を活用した未来技術の実証など、都市として、常に挑戦し変革しています。

本市の特性である、古来から受け継がれる豊かな自然やそこで育まれてきた歴史などの普遍的な資源と千葉都心や幕張新都心、蘇我副都心における都市の革新的な資源を、芸術祭において活用し、本市ならではの新たな文化の創造と、文化芸術と市の資源が織りなす魅力を広く発信します。

② 地域への関心や関わりの醸成

近年、都市部の芸術祭においては、質の高い作品の鑑賞の場の提供にとどまらず、市民がアーティストと交流を重ねながら文化芸術活動に参加体験できる場も提供することで、芸術祭を通じて市民同士の新たな繋がりが生まれ、芸術祭終了後も、文化芸術活動を通して、市民がともに地域の魅力の向上や課題の解決に目を向け行動するきっかけとなっています。

本市でも芸術祭に市民が参加・体験できる機会や場を設けることで、市民同士の交流や地域への関わりが生まれるきっかけを生み、文化芸術活動を通して市民と地域の新たな関係を醸成に繋げていきます。

③ 多様な主体の尊重と繋がりの創出

文化芸術基本法では、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれており、また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しています。

市内の様々な場所や地域をフィールドに、アーティストが芸術祭で様々な価値観や視点を広く投げかけることで、年齢や性別、障害や国籍の有無に関わらず、多様な主体が文化芸術の鑑賞・体験を通して、様々な価値観を認めあい、互いへの理解や繋がりを深めていくきっかけとしていきます。

(2) 基本方針

芸術祭における様々な文化芸術事業について、基本方針を定めます。

- ① 資源活用：自然や歴史、都市を資源として活用し、市で活躍する人材や団体、民間企業等と連携する。
本市の特性である、豊かな自然や歴史、革新的な都市としての資源は、多くの才能あふれるアーティストや文化芸術団体、また、本市を拠点に大きく飛躍する民間企業など、新たな魅力ある資源を育み、その活躍を後押ししています。
芸術祭では、本市の特性である自然や歴史、革新的な都市を市の資源として活用するだけでなく、そこで育まれた、市ゆかりのアーティストや文化芸術団体、民間企業等も新たな魅力ある市の資源とし、ともに連携していくことで、本市の魅力や特徴をより活かした芸術祭を市内外に発信していきます。
- ② 現代芸術：多様な手法と新たな視点で、市の魅力や可能性、様々な価値観を表現する。
美術・音楽・ダンス・メディア芸術・伝統芸能をはじめ多岐の分野を包括する現代の芸術は、アーティストによる先進的な文化芸術活動を通して、多様な価値観や社会が抱える課題等を広く投げかけるような表現が多く、鑑賞・体験した人々に新たな視点や興味を与えるとともに、互いの考えや立場を超えて、ともに考えるきっかけとなることが期待されています。現代の芸術は、様々な課題に挑戦しながら進化し続ける本市の魅力や可能性を表現することに相応しい手法であり、芸術祭を通して広く発信される一流・新進気鋭アーティストの表現を通じて、未来への目標と可能性、様々な価値観を表現していきます。
- ③ 市民主体：地域にて市民が繋がりを深めながら文化芸術活動に参加できる場を提供する。
芸術祭が展開される地域において、市民がその地域の魅力を活かした文化芸術活動に楽しみながら参加体験することで、市民同士の新たな繋がりや地域への関心を生み、芸術祭終了後も、市民の主体的な文化芸術活動が継続されていくよう、芸術祭に参加するアーティストをキーパーソンに、市民が長期的に文化芸術活動に取り組める場を提供します。また、芸術祭の定期開催とともにこの取組を継続していくことで、本市の文化芸術活動を支える人材や、文化芸術事業を企画運営に関わる人材の育成にも繋げていきます。

(3) 展開方針

基本方針を前提に、芸術祭における文化芸術事業の具体的な展開方針を定めます。

- ・ 美術、演劇、ダンス、音楽、メディア芸術など、多様な分野を取り入れ、展示、ワークショップ、共同作品制作、公演等を行います。また、地域の課題の解決を見据えた社会実験的な文化芸術活動にも取り組み、市の新たな魅力や可能性を創出します。
- ・ 長期的に文化芸術活動に取り組めるワークショップや、アーティストと市民による共同での作品制作の場、ボランティアスタッフとして会場運営等、こどもから大人まで、市民が芸術祭に楽しみながら参加できる場を多数設けていきます。
- ・ まちなかにおいて、不特定多数の方が祝祭的な楽しさや賑わいを感じることができるよう、「フェスティバル」としての展開や市内の既存の文化芸術イベント等とも連携を行います。
- ・ 芸術祭の会場には、公共の文化施設等に限定せず、民間施設も含めた市内の様々な場所を活用します。また、市ゆかりのアーティストや市内で活躍する文化芸術団体の登用も図っていきます。
- ・ 市内外からの多くの観客動員を見据え、本市の経済や産業の活性化に寄与するよう、観光業をはじめとした様々な産業や、市内を拠点とする民間企業と連携していきます。

(4) 期待される効果

基本方針等に沿って、芸術祭での文化芸術事業を展開することにより、以下のような効果が期待されます。なお、これらの効果を評価する手法について、今後、検討していく必要があります。

① 文化芸術によるまちづくり

芸術祭において、自然や都市などの市の資源の活用、多様な価値観の尊重、住民同士の交流や主体的な地域への関わり、様々な産業等との連携を目指していくことで、まちへの誇りや、愛着、共感、自ら積極的に関わろうとする気持ち（シビックプライド）が育まれるきっかけとなります。また、本市で育まれてきた文化芸術団体、市ゆかりのアーティスト、様々な産業等と、一流・新進気鋭のアーティストによる文化芸術活動が出会うことで、市の資源を活かした新しい千葉文化が創造され、文化芸術が生み出す魅力と可能性にあふれる都市として、広く発信でき、認知が高まります。

② 文化芸術活動の裾野の拡大

芸術祭において、一流・新進気鋭のアーティストが新しい表現や手法を用いた文化芸術活動を展開し、質の高い文化芸術に気軽に触れることができる様々な機会を提供することは、多くの市民に文化芸術に興味や親しみが生まれるきっかけとなります。これにより、市民に新たに文化芸術活動に挑戦してみようという思いが生まれ、文化芸術に親しむ市民の裾野が広がり、文化芸術活動が増えることで、多くの市民が文化芸術活動の楽しさや面白さを共感でき、文化芸術の間口が広がり、日常的な活動へと繋がっていきます。

③ 地域経済の活性化

質が高く多様な文化芸術事業を展開する芸術祭を行うことで、市内外からも多くの来場者が期待できます。来場者向けの案内や広報等を積極的に行うことで、地元の商業店舗等への来客の増加に繋げ、地域経済の活性化に貢献することができます。また、芸術祭会場としての利用やコラボレーション商品等の実施など、文化芸術と様々な産業等とのコラボレーションにより、創造性豊かな産業振興も期待することができます。

芸術祭の定期開催に向けた基本的な考え方



【図：芸術祭の定期開催に向けた基本的な考え方】

3. 開催概要

(1) 名称

「千の葉の芸術祭」

(2) 実施体制

実行委員会

目的：芸術祭の開催に必要な準備及び開催運営
業務：芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関する事。
芸術祭の開催準備及び開催運営に関する事。
芸術祭に係る広報及びイベントの実施に関する事。
その他、目的を達成するために必要な業務に関する事。

実行委員会構成

千葉市、千葉市文化振興財団、千葉市美術館、経済関係団体、市内大学 等

会議体

総会

以下の事項について審議・決定する。
・総合ディレクターの選任
・芸術祭の開催に必要な計画に関する事。
・事業計画及び事業報告に関する事。
・予算及び決算に関する事。
・アドバイザー会議への諮問に関する事。
・その他重要な事項に関する事。

部会

総会や実行委員長の諮問に応じ、以下の事項について審議する。
・芸術祭の開催に必要な計画の策定に関する
専門事項
・芸術祭の開催準備及び開催運営に関する
専門事項
・総合ディレクター候補の選出

総合ディレクター（芸術部門責任者）

・テーマやコンセプト立案
・作家作品の選考
・その他学芸部門に関する事

監事

・実行委員会の業務及び会計の監査

事務局（千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課内）

(3) 開催年

令和 4 年度に芸術祭の定期開催化に向けて本基本構想を策定し、本基本構想策定後、芸術祭の開催に向けて、実行委員会としての実施体制を整え、総合ディレクターを選任し、芸術祭での具体的な文化芸術事業の実施内容を定める芸術祭基本計画の策定し、令和 5 年度に公表を行います。その後、芸術祭開催に向けた準備期間を経て、令和 7 年度に芸術祭開催を予定しております。

令和 7 年度以降は 3 年ごと（次回は令和 10 年度）の開催を視野に入れていきます。

(4) 開催時期・会期

芸術祭はできるだけ多くの市民に参加や観覧をしてもらえることを前提に、その事業規模や実施内容に相応しい日数と時期としていきます。実行委員会として実施体制を整えた後に、他市の芸術祭の動向や市内の他のイベントとの連携等も視野に入れながら具体的な検討を重ねて決定していきます。

(5) 会場

- ・ 芸術祭の具体的な開催エリアは、今後策定する芸術祭基本計画における芸術祭のテーマやコンセプト等を踏まえて決定しますが、開催エリア内での芸術祭会場の配置にあたっては、参加観覧者に市の魅力を知ってもらえるよう、市内の回遊性を高めることを前提に、複数箇所での展開を計画します。
- ・ 回遊するにあたって、出来る限り公共交通機関を活用できる場所を芸術祭会場として選定するなど、来場者の交通の利便性確保に配慮しながら、公共の文化施設等に会場を限定せず、まちなかの店舗などの民間施設など、市内の様々な場所を芸術祭の会場に活用します。
- ・ 千葉市美術館は、質の高い所蔵作品や優れた企画展の開催において、国内のみならず海外においても知名度が高く、本市の大きな魅力であり資源です。また、近年、文化観光やまちづくりへの貢献など、千葉市美術館も含まれる博物館に求められる役割・機能は多様化・高度化していること、さらに、改正後の博物館法(令和 5 年 4 月 1 日施行)には、地域の活力向上への寄与が博物館の事業に加わったことから、千葉市美術館を芸術祭会場の 1 つとして活用を図っていきます。

(6) 広報

- ・ 多くの市民に芸術祭に参加、体験、鑑賞してもらえるよう、広報に関する知見をもった事業者等の協力を得ながら、効果的な広報開始時期や手法を検討していきます。
- ・ 魅力ある芸術祭であることが人目でわかるよう、会場の施工はもちろん、公式 WEB や SNS、屋外広告やメディア広告等にて、本芸術祭を体現したデザインや演出を取り入れ、市内外問わず多くの人に芸術祭に足を運んでもらえるよう、市内外に広く発信します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況によって、その都度、広報手法や広報範囲の再検討を行うなど、柔軟な対応を図っていきます。

4. 令和7年度開催に向けたスケジュール、事業規模

(1) 令和7年度開催に向けたスケジュール

令和7年度の芸術祭開催に向けて、下記スケジュールを予定しています。
本基本構想策定後、芸術祭を主催する実行委員会を設置し、芸術祭の芸術部門を総括する総合ディレクターを選任します。

総合ディレクターの選任後、芸術祭を主催する実行委員会にて、芸術祭での具体的な文化芸術事業の実施内容を定める芸術祭基本計画の策定を行います。



【図：スケジュール】

(2) 事業規模

国内他都市における芸術祭の事業規模は、下表のとおりです。

本市芸術祭の具体的な事業規模や内容は、今後、実行委員会において検討します。

また、公的助成金等の活用や協賛・寄附・協力の募集等、資金調達の方法を検討していきます。

芸術祭名	総事業費	来場者数	参加アーティスト	会期	経済・パブリシティ効果	開催回数
さいたま国際芸術祭2020 (新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催を見送り、代替プランとして実施)	約5.9億円	約10.3万人	32組	30日	約21億円	2回
房総里山芸術祭 いちほらアート×ミックス2020+	約6億円	約11万人	70組	29日	約11億円	3回
札幌国際芸術祭2017	約6.2億円	約38.2万人	151組	57日	48億9100万円	2回
ヨコハマトリエンナーレ2020 (感染防止のため入場制限を実施)	約10.4億円	約15.4万人	69組	78日	約74億円	7回
あいちトリエンナーレ2019	約13億円	約67.6万人	93組	75日	約287億円	4回

【図：他都市芸術祭開催実績】